

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運営管理機関の行為準則」です。

第 25 講 「運営管理機関の行為準則②」

（確定拠出年金法第 100 条 2018 年度版条文集 P206 ほか）

※今回の記載内容の一部は、改正により 2018 年度条文集とは異なる部分があります。最新の内容は、総務省の e-Gov 法令検索、厚生労働省のホームページなどで確認できます

第 24 講「運営管理機関の行為準則①」では、運営管理機関の行為準則のうち、「忠実義務」「個人情報保護義務」についてみてみました。第 25 講「運営管理機関の行為準則②」では、「禁止行為」についてみてみます。

「禁止行為」とは、運営管理機関が運営管理契約の締結や運営管理業務の実施にあたり禁止されている行為のことです。禁止行為に関する規定としては、確定拠出年金法第 100 条（禁止行為）があり、この他に確定拠出年金法施行令第 51 条（運営管理契約締結に係る重要事項）、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条（禁止行為）、法令解釈第 9 などがあります。また、金融庁の事務ガイドラインも参考になります。まず、確定拠出年金法第 100 条（禁止行為）をみてみましょう。

確定拠出年金法第 100 条では、第 1 号から第 7 号の 7 項目に分けて禁止事項が定められています。それぞれの内容は以下の通りです。

- ① 運営管理契約の締結に際し、契約の相手方（企業、国民年金基金連合会）に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約することはできません。
- ② 運営管理契約の締結に際し、契約の相手方に対して、加入者等又は当該契約の相手方に特別の利益を提供することを約することはできません。

「特別の利益の提供」とは、法令解釈第 9.2（3）に記載されているように、一般の場合と比較して有利な条件で与えられる利益又は一般には与えられない特恵的又は独占的利益の提供をいいます。例えば、金銭の提供、有利な条件による物品等の譲渡、貸し付けその他信用の供与又は役務提供などがあげられます。

- ③ 運営管理業務に関連して生じた加入者等の損失の全部又は一部を補填し、あるいは加入者等の利益に追加するために、加入者等又は第三者に財産上の利益を提供したり、第三者に提供させたりすることはできません。

ただし、運営管理機関に帰責事由がある場合の損失補填は除きます。この点、確定拠出年金法施行令第 13 条では、運営管理機関が、運用商品の選定・提示に際し、損失が生じるおそれがあることなどの「重要情報」の提供をしなかった場合は、これにより加入者等に生じた損害を運営管理機関が賠償する責任を負うこと、及び、当該内容を企業等と運営管理機関の間で約することが定められています。

- ④ 運営管理契約の締結の勧誘に際して、あるいは運営管理契約の解除を妨げる目的で、運営管理業務に関する事項であって契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を、契約の相手方に故意に告げないこと、及び不実のことを告げることは認められません。

重要事項の具体的な内容は、確定拠出年金法施行令第 51 条に定められています。例えば、業務状況、運営管理業

務に関する処分の有無、再委託する場合は再委託先の運営管理機関の名称やその業務状況などがあげられます。

- ⑤ 自己（運営管理機関）の利益又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的で、特定の運用商品を加入者等に提示することはできません。

この点について法令解釈には詳細な説明はありませんが、金融庁の事務ガイドライン第3分冊（以下「ガイドライン」）11-3-2 では、商品提供機関から商品提示に係る手数料を受領することや株価を支えるといった目的のために、特定の運用商品を提示することが禁止されています。なお、商品提示に係る手数料の受領自体は認められており、諸費用を超えない範囲で受領する分には差し支えありません。

- ⑥ 加入者等に対して、提示した運用商品のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めることはできません（運営管理機関が金融商品取引業者として行うことを明示した場合を除きます）。

具体例は法令解釈第9.2（4）に記載されており、将来利益が生じることが確実であることや、他の運用商品と比較して有利であることを告げることは禁止されています。また、直接的に推奨する内容を伝えていない場合でも、提示した運用商品のうち、一部の運用商品について情報提供することは禁止されています。ただし、加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合に、運用商品の一覧を提示して情報提供することは認められます。

- ⑦ ①～⑥の他に、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下「主務省令」）第10条により、禁止行為が定められています。例えば以下のものがあげられます。

- （i）金融商品の販売等を行ういわゆる営業職員は、確定拠出年金の運用商品の選定に係る事務を兼務することはできません。ただし、役員や営業所長等は除きます（主務省令第10条第1項）。

従来は、原則として運用関連業務（運用商品の選定、提示、情報提供）全般が兼務禁止の対象となっていました。2019年7月より、運用商品の提示、情報提供については兼務が認められることとなりました。ただし、この場合は、通常の金融商品の勧誘との誤認を防止する必要があります。具体的には、法令解釈第5.3により、加入者等に、書面の交付等の適切な方法で、少なくとも、情報提供は確定拠出年金の運営管理機関として行うこと、特定の運用商品の推奨が禁止されていることについて説明することとされています。

また、こうした兼務規制の緩和に伴い、運営管理機関に、法令や社内規則の適正な遵守を確保するための体制整備が義務付けられることとなりました（主務省令第9の2）。

具体的な内容は法令解釈第9.3に定められており、運用関連業務に関する社内規則を定め役職員に周知すること、法令等の遵守状況を検証する態勢を整備すること、運用関連業務及びその前提となる確定拠出年金制度に関する研修を行うことが求められます。

- （ii）加入者等に対して、年金制度に関する事項であって不実のこと、又は誤解させるおそれのあることを告げ表示することはできません（主務省令第10条第4項）。

ガイドライン11-3-6に記載されているように、ここでの年金制度は確定拠出年金のみならず、公的年金、確定給付企業年金、国民年金基金なども該当します。また、表示には、パンフレットに記載された文書や図、ポスターなどによる広告も含まれます。

運営管理機関の禁止行為は、あくまでも忠実義務から導けるものではありませんが、運営管理業務を行うときだけでなく運営管理契約の締結過程でも行為が規制されること、禁止される特定の運用商品の推奨には他の運用商品の情報提供をしないことも含まれること、確定拠出年金制度のみならず年金制度全般について誤解を招かないように説明することが求められるなど広範囲に及ぶ点には留意が必要です。

次回は、「運営管理業務の委託」です。

※記載内容は2019年7月1日現在の法令に基づくものです。